

住民監査請求監査結果報告書

(区議会臨時会経費の求償措置請求について)

令和元年6月4日

葛飾区監査委員

目 次

	頁
第1 監査の請求	1
1 請求人	1
2 住民監査請求書の提出日	1
3 住民監査請求書	1
4 請求の要件審査	1
第2 監査の実施	1
1 監査対象部局	1
2 請求人の陳述	1
3 関係職員の陳述聴取	1
4 関係資料の提出	2
第3 請求人が求める措置等の概要	2
1 請求人が求める措置	2
2 請求人の主張の要旨	2
第4 監査の結果	3
1 監査結果	3
2 判断理由	3
別紙1 住民監査請求書（葛飾区職員措置請求書）	8
別紙2 請求人の陳述の要旨	9
別紙3 関係職員の陳述の要旨（区議会事務局）	12
別紙4 関係職員の陳述の要旨（選挙管理委員会事務局）	16

第 1 監査の請求

1 請求人

(省 略)

2 住民監査請求書の提出日

平成31年 4 月10日

3 住民監査請求書

別紙 1 のとおり (8 頁参照)

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第 2 監査の実施

1 監査対象部局

区議会事務局 (以下「議会事務局」という。) 及び選挙管理委員会事務局 (以下「選管事務局」という。) を監査対象とした。

2 請求人の陳述

(1) 実施経過

地方自治法第242条第 6 項の規定により、請求人に対して、平成31年 4 月22日に陳述と新たな証拠の提出の機会を設けた。請求人は、監査請求書に基づいて陳述するとともに、本件請求の趣旨の説明及び補足を行ったが、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 請求人の陳述の要旨

別紙 2 のとおり (9 ~ 11 頁参照)

3 関係職員の陳述聴取

(1) 実施経過

地方自治法第242条第 7 項の規定により、平成31年 4 月22日に区関係職員の陳述を聴取した。その際、同項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

(2) 関係職員の陳述の要旨

別紙 3 (12 ~ 15 頁参照) 及び別紙 4 のとおり (16 ~ 20 頁参照)

4 関係資料の提出

(1) 議会事務局から次の関係書類の提出を受け、本件請求に関する事実等を確認した。

- ア 議員費用弁償支出関係書類
- イ 葛飾区議会本会議及び委員会記録作成委託1月分支出関係書類
- ウ 葛飾区議会会議録印刷平成31年第1回臨時会分支出関係書類
- エ 葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- オ 葛飾区議会委員会条例
- カ 平成31年第1回葛飾区議会臨時会議事日程

(2) 選管事務局から次の関係書類の提出を受け、本件請求に関する事実等を確認した。

- ア 平成29年11月12日執行葛飾区議会議員選挙
「当選の効力に関する争訟のまとめ」
- イ 開票事務における各担当の役割と票の流れに関する資料
- ウ 投票の効力の決定に関する法令等の資料

第3 請求人が求める措置等の概要

1 請求人が求める措置

(1) 監査委員は、議会事務局が支払った平成31年第1回葛飾区議会臨時会（以下「臨時会」という。）に係る費用弁償、委託料及び印刷製本費の合計193,172円（実際は、193,842円。以下「臨時会経費」という。）を、議会事務局が選挙管理委員に求償措置を行うよう勧告し、選挙管理委員に対して、区に支払うよう勧告することを求める。

(2) 区の選挙管理に不備を感じるため、具体的対策案の提示を求める。

2 請求人の主張の要旨

(1) 葛飾区議会は、平成31年1月9日に臨時会を開催し、臨時会経費を支出した。

(2) 臨時会の開催は、葛飾区選挙管理委員会（以下「区選管」という。）の票点検の不良に起因したものであるから、臨時会経費は選挙管理委員の4人が支払うべきであり、議会事務局は選挙管理委員の4人に対し、臨時会経費（193,842円）の求償請求をする措置を講じるよう請求する。

(3) 選挙管理に不備を感じるため、具体的対策案の提示をする措置を講じるよう請求する。

第4 監査の結果

1 監査結果

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

以下、判断理由について述べる。

2 判断理由

(1) 区議会議員の費用弁償の根拠規定

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第18号）第7条第2項は、「前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は公務のため近接地（職員の旅費に関する条例（昭和30年葛飾区条例第10号）第2条第3項ただし書に規定する近接地をいう。）内を旅行したときは、日額旅費として3,000円を支給する。」と規定している。

(2) 平成29年11月12日執行葛飾区議会議員選挙（以下「区議会議員選挙」という。）

から臨時会までの経緯

ア 平成29年11月12日執行（投票日）の状況

当日有権者数：372,329人、投票者数：162,399人、投票率：43.62%

イ 平成29年11月13日開票の状況

投票総数：162,399票、有効投票数：158,943票、無効投票数：3,456票

ウ 選挙結果（関係人部分のみ）

最下位当選人得票数：2,176票（40位）

最上位落選人得票数：2,175票（41位）

エ 当選の効力に関する異議申出

平成29年11月21日、最上位落選人が区選管に異議申出書を提出し、同日付けで受理された。

オ 異議申出に関する区選管の決定

平成29年12月14日、区選管は「本件異議申出を棄却する。」との決定をした。

その主な理由は、「開票事務については、慎重かつ適正に行われたものと認め、選挙会の当選人決定には何ら違法はない。」など

カ 当選の効力に関する審査申立て

平成29年12月25日、最上位落選人は、東京都選挙管理委員会（以下「都選管」という。）に、区議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査申立書を提出した。

キ 開披点検（全票点検）の実施

平成30年2月3日、都選管は、最下位当選人、最上位落選人の両陣営から

各3人の立会を得て、162,399票全票の開披点検を実施した。

ク 審査申立てに対する都選管の裁決

平成30年2月21日、都選管は、平成29年12月14日付けの区選管の棄却決定を取り消し、最下位当選人の当選を無効とすることを裁決した。

その主な理由は、最下位当選人の有効票のうち2票について、いずれも候補者2人の氏及び名を混記したもので、どちらの候補者を記載したものか判断し難く、無効と判断する。この結果、最下位当選人の得票数は2,174票となり、最上位落選人の得票数は最下位当選人の得票数を上回る事となるので、最上位落選人の主張には理由がある。

ケ 当選の効力に関する訴訟の提起

平成30年3月22日、最下位当選人から東京高等裁判所（以下「高裁」という。）に、都選管が平成30年2月21日付けでした区議会議員選挙の当選の効力に関する裁決の取消しを請求する訴状を提出し、同日付けで受理された。

コ 高裁の判決

平成30年7月25日、高裁が2回の口頭弁論を経て結審し、原告（最下位当選人）の請求を棄却した。

判断理由は、都選管の裁決の理由と同趣旨であり、区選管の異議申立棄却決定を取り消し、原告（最下位当選人）の当選を無効とした都選管の裁決は適法である。

サ 上告受理の申立て

平成30年8月6日、最下位当選人が最高裁判所（以下「最高裁」という。）に、高裁の判決を不服として上告受理申立書を提出した。

シ 上告不受理の決定

平成30年12月11日、最高裁第三小法廷が、上告不受理を決定した。

ス 当選無効及び最下位当選人の失職

最高裁の決定により最下位当選人の当選を無効とする判決の効力が確定したため、平成30年12月14日に区選管が、最下位当選人の当選無効を告示し、最下位当選人は最高裁決定の平成30年12月11日付けで失職した。

セ 更正決定選挙会の更正決定及び告示

平成30年12月21日、更正決定選挙会が開催され、最高裁の決定により最下位当選人の得票数が2,174票、最上位落選人の得票数が2,175票となったことから、最上位落選人を当選人とすることを更正決定し、同日、区選管が更正決定選挙会の決定を受けて告示した。

ソ 臨時会の開催

平成31年1月9日に区議会は臨時会を開催した。

その開催理由は、更正決定選挙会の更正決定により、新たな当選人が決定され、同日から葛飾区議会議員の職に就いたため、葛飾区議会委員会条例（昭和

34年条例第6号。以下「条例」という。)第2条第1項「議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。」により、早急に常任委員会の所属を決定する必要があったためである。

タ 臨時会経費の支出

平成31年2月に、議員費用弁償117,000円(39人分)、会議録作成経費(委託料)1,674円及び会議録印刷経費75,168円の合計193,842円を支出した。

(3) 監査内容

ア 選挙結果について

請求人は、区議会議員選挙における選挙結果は、区選管の票点検の不良又はミスによるものであると主張する。

上記(2)の経緯によれば、請求人の言うとおりに、区選管が決定した選挙結果が、その後の都選管の裁決を経て、高裁、最高裁での判断結果により覆ることになったことは事実である。

都選管は、投票記載の内容に、氏と名のそれぞれに別の候補者の記載があり、類似性が認められないことから、いずれの氏名を記載したか判断し難く、両候補者の氏及び名を混記したのものとして、無効と判断をせざるを得ないと裁決し、最高裁及び高裁も同様の判断を示している。

最高裁や高裁においては、こうした投票の効力の決定に関する判例が数多く存在するが、それらの判例においても、候補者の氏及び名の特殊性、類似性などは選挙ごとに個別の判断がなされている。

このことについて、区選管は、投票の効力の決定に当たり、「特段の事由によるものを除き、選挙人は1人の候補者に対して投票する意思をもってその氏名を記載するものと解すべきであるから、投票を2人の候補者氏名を混記したのものとして無効とすべき場合は、公職選挙法第68条5号7号に該当する無効のものでない限り、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであって、そうでない場合は、いずれか一方の氏名にもっとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、または単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。」(最高裁昭和32年9月20日判決)などの判例を踏まえ、できる限り有効票にしたいと考えていたものである。

今回、問題となった2票については、区選管は7音中5音までが一致しているので最下位当選人の有効票と解釈したものであり、上記の最高裁判決から、このように解釈したことについては一定の理由があると認められる。

また、今回の開票事務では、得票数の集計の誤りや候補者の有効票又は無効票が他の候補者に混入していたなどの明らかな票点検の不良やミスはなく、投票者の意思をどのように判断するかという、高度かつ専門的な判断の相違にあったと認められる。

イ 臨時会の経費負担について

請求人は、臨時会の開催は区選管の票点検の不良、ミスに起因するものであるから、臨時会の経費は、選挙管理委員の4人が支払うべきであると主張する。

しかしながら、平成31年1月9日に開催された臨時会は、平成30年12月14日の更正決定選挙会の決定を受け、条例第4条第1項「常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が指名し、会議に諮って選任する。」により本会議での決定が必要であると議長が判断し、議長からの招集請求に基づき、区長が招集したものである。

当選人の更正決定は、上記アで述べたとおり、区選管の投票の効力の決定に当たっての解釈の相違によるものであり、票点検の不良又はミスに起因するものではないことから、このことをもって、議会事務局が支出した臨時会経費を求償し、選挙管理委員が支払う理由は認められない。

ウ 区の選挙管理の対策案の提示について

請求人は、区の選挙管理に不備を感じ、具体的な対策案を提示するよう求めている。

その理由として、票点検の不良又はミスを挙げるのであれば、上記アで述べたとおり、票点検の不良又はミスといえるものではない。また、選管事務局は、今後は今回の裁判で示された司法の判断の趣旨を徹底し、厳正な選挙の執行に努めると陳述している。その他、区の選挙管理に不備を感じる理由について、陳述での質疑においても請求人から明確に述べられておらず、対策案の提示の要求について判断することはできない。

そもそも、対策案の提示については、違法又は不当な公金の支出等の行為ではなく、地方自治法第242条第1項「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」による住民監査請求に該当しないものと言わざるを得ない。

(4) 結論

請求人、議会事務局及び選管事務局から提出された資料や陳述、質疑をもとにして監査した結果、今回の件においては、次のことが認められる。

- 開票事務に当たっての明らかな不良やミスではなく、投票者の意向をどのように活かすかという判断や解釈の相違により、結果として生じたこと。
- 区選管としての票の有効・無効の判断は、これまでの最高裁・高裁の判例等をもとにして、疑問審査を担当する経験豊かな複数の人間による審議や協議を経るなど、一つひとつの票に対して慎重な判定を行っていること。
- 区選管としては、今回の判例等を厳粛に受け止め、今後の厳正な選挙執行に努める旨を表明していること。
- 区議会としては、当選した議員の委員会所属を決めるために、条例第4条第1項に基づいて臨時会を開催し、そのために必要な経費を支出したこと。

これらのことから、議会事務局が支出した臨時会経費について、選挙管理委員に求償請求をする措置を講じるよう求める本件請求については、理由がないものと認めるものである。

葛飾区職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員)に関する措置請求の要旨

1.請求の要旨

・だれが(請求の対象とする職員)

葛飾区選挙管理委員会委員下記4名
布施 秀明、丸山銀一、鈴木直宏、渡辺キヨ子

・いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか

平成31年第1回臨時会(平成31年1月9日)

費用弁償(39名)	¥117,000
会議録作成	¥76,172
計	¥193,172

・その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか

選挙管理委員会の票点検の不良により発生した第1回臨時会での
会計が区に請求されている点

・その行為により、どのような損害が区に生じているのか

区民の血税が選挙管理委員会ミスによる不要な臨時会経費に使用された

・どのような措置を請求するのか

選挙管理委員会4名が臨時会経費として使用した¥193,172を区に支払うこと
区の選挙管理に不備を感じるため、具体的対策案の提示を要求

2.請求書

住所: :

職業: :

(省 略)

氏名: :

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置
を請求します。(葛飾区職員措置請求書は、請求人の住所、職業、氏名及び電話を省略した。
事実証明書は、添付を省略した。)

葛飾区監査委員宛て



請求人の陳述の要旨

平成 31 年 4 月 22 日 10 時 於第 2 研修室

監査委員 内山代表監査委員、遠藤監査委員、秋本監査委員、向江監査委員

請求人 省略

立会人 梅田区議会事務局次長、木下選挙管理委員会事務局長、小永吉選挙
担当係長事務局 池嶋監査事務局長、小岩井、別府
(傍聴者なし)

【請求人の説明】

請求人

平成 29 年 11 月 12 日の区議会議員選挙において、1 票差の結果であれば再度確認すべきだったと考える。選挙管理委員会が作成した「選挙争訟（当選人の更正決定に至るまで）の経緯」にも、区の判断が誤っており、都の判断が正しかったと記載されている。最終的に最高裁判所の判断が示され決着したのですが、その後、区議会や区の広報において、小さく簡単に記載されているだけであった。そして、当選者が変更になったために区議会の臨時会が開催された。これは、区の選管の大失態に起因するものなので、誰かが何らかの責任を取る必要があると考え、住民監査請求を提出したものです。

【質疑応答の要旨】

監査委員

まず、確認させていただきます。

請求の要旨の中で、請求対象を選挙管理委員会の委員 4 名と書かれておりますが、実際に財務会計上の支出を行ったのは、第一回区議会臨時会を開催し、その経費を支出した区議会ですので、措置の請求先として区議会を加える補正をさせていただいております。これは、監査事務局の職員が、4 月 12 日に説明しご理解をいただいておりますが、この点はよろしいでしょうか。

請求人

はい

監査委員

請求の要旨の中で、「その行為は、どのような理由で、違法又は不法であるのか」の内容として「選挙管理委員会の票点検の不良」とあり、その次に「その行為により、どのような損害が区に生じているのか」の内容として、「選挙管理委員会ミス」とあります。

これは、区の選挙管理委員会で有効とした2票が、都の選挙管理委員会では無効とされ、裁判所の判断も都の選挙管理委員会の解釈を支持し、結果として当選者が入れ替わったことについては、区の選挙管理委員会に責任があるということでしょうか。

請求人

はい

監査委員

今、お話がありました2票についての有効、無効の判断の相違によって、当選者が変更になったわけですので、区民の声を区議会に反映させるために行われる「選挙」という制度において、この結果は極めて重大なことだと思っています。

ただ、今回の場合は、例えば、異なった候補者の得票が別の候補者の票にくつも混入していたとか、票の数え方、集計を間違えて候補者の得票数が誤っていたというような明らかな開票作業上のミスとは異なります。

開票事務に携わる職員が有効、無効の判定をする際に、実際に投票した区民が「どのような意思を持って投票用紙に記入したのか」という解釈若しくは微妙な判断が異なっていたという問題ではないかと思っているのですが、請求人はどのようにお考えでしょうか。

請求人

開票作業において、票の考え方は区も都も国も同じ考えでやらないといけな
いと考えています。判断ができないのは、選挙管理委員の勉強不足又は能力不足だ
と思います。

監査委員

請求要旨の最後、「どのような措置を請求するのか」の内容について伺いま
す。

はじめの「選挙管理委員4人が臨時会の経費を払うこと」という内容につい
ては、財務会計上の措置請求を行うことが住民監査請求制度ですので、区議会
が選挙管理委員に対して求償権を行使すべきかどうかという監査になると思っ
ています。

また、次の文章ですが、「区の選挙管理に不備を感じるため、具体的対策案
の提示を要求」との内容については、財務会計上の措置とは直接つながらない
ため、どこまでが監査対象となるか微妙なのですが、請求人は誰が行うべきと
考えているのでしょうか。選挙管理委員でしょうか、選挙管理事務局になるの
でしょうか、区議会にはならないと思いますが、どうでしょうか。

また、この対策として「この様にすべき」とするイメージがおありでしょ
うか。もし、具体的なイメージがありましたら、お聞かせいただきたいと思いま

す。

請求人

言って良いこと悪いこと。言質という言葉は大事な言葉ではないでしょうか。言った言葉の責任を持つことが重要です。「あの時はどう言った。」「この時はどう言った。」「言った後は知らない。」「あの時はそうではなかった。」などという考えを政治家や役人は絶対に持つてはいけない。これが、私の信念です。

選挙管理委員会での15分から30分程度で、選挙管理委員を評価することはできないが、私は選挙管理委員会を大体傍聴しています。

監査委員

他にありませんか。

それでは、以上をもちまして請求人の意見陳述を終了いたします。

以上

関係職員の陳述の要旨（区議会事務局）

平成 31 年 4 月 22 日 午前 10 時 33 分 於第 2 研修室
 監査委員 内山代表監査委員、遠藤監査委員、秋本監査委員、向江監査委員
 関係職員 梅田区議会事務局次長
 立会人 請求人
 事務局 池嶋監査事務局長、小岩井、別府
 (傍聴者なし)

【区議会事務局の説明】

区議会事務局次長

あらかじめ提出してごさいます資料の説明をさせていただきます。

(1) アとイとウの資料でごさいます。これらは、臨時会の経費として区議会が支出したもののうち、費用弁償、会議録作成の費用として支出した証拠書類でごさいます。

まず、アの資料ですが、件名が「2/20 議員費用弁償」の支出負担行為兼支出命令の写しでごさいます。3 枚目に当該 1 月 9 日の臨時会を含む費用弁償 1 月分の内訳書でごさいます。この費用弁償につきましては、区議会議員が招集に応じた時には、費用弁償として日額 3,000 円を支給する定め（葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 7 条第 2 項）があります。1 月 9 日の臨時会に出席した 39 名に対しまして、計 117,000 円を支給したものでごさいます。標題の金額は、240,000 円となっておりますが、このうち臨時会が開催された 1 月 9 日の分としましては、39 名全員出席のため、39 名×3,000 円で 117,000 円でごさいます。

続きまして、会議録作成の経費としまして、イの資料でごさいます。件名が「葛飾区議会本会議及び委員会記録作成委託（単価契約・長期継続契約）1 月分」でごさいまして、支出負担行為兼支出命令でごさいます。2 枚目が受注者からの請求書でごさいます。臨時会を開催した際の会議録を作成し、印刷いたしました。委託経費につきましては、本会議及び委員会記録作成委託費 1 月分の支払のうち、第 1 回臨時会の 10 分間でごさいましたが、その相当する金額でごさいます。2 枚目の請求書 3 番の第 1 回臨時会として 10 分間、こちらの支出分を標題の 70,308 円から按分しまして、1,674 円でごさいました。

また、印刷の経費でごさいますが、ウの資料でごさいまして、件名が「葛飾区議会会議録印刷平成 31 年第 1 回臨時会分（単価契約）」の支出負担行為兼支出命令でごさいます。2 枚目は受注者からの請求書でごさいます。こちらの経費は、臨時会の経費そのもので、標題の 75,168 円を印刷経費として支出したものでごさいます。

これらを合わせますと、合計で 193,842 円ということでごさいまして、請求

人が提出された職員措置請求書の金額と相違しております。これは、請求人から問い合わせを受けた職員が委託経費の仕分けする際に、金額の按分を行わなかったものでございます。ただし、請求人にお渡しする際に、こちらは概算である旨を申し添えさせていただいております。この場で金額を訂正させていただきたいと思っております。

次に、(2)アとイの資料でございますが、ただ今、説明させていただきました支出の根拠となる規定でございます。

アにつきましては、「区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で、イにつきましては「葛飾区議会委員会条例」でございます。そして、(3)は、「平成31年第1回葛飾区議会臨時会議事日程」でございます。

資料の説明は以上でございます。

【質疑応答の要旨】

監査委員

財務上の支出という事実について確認をさせていただきます。

区議会の第1回臨時会に当たっては、費用弁償が117,000円。そして、会議録作成については、ただいま正しい金額が報告されましたが、委託費と印刷製本費を加えて、合計で193,842円が支出されたこと自体は、職員措置請求書に書かれているとおりであるということによろしいですか。

区議会事務局次長

はい、そのとおりです。

監査委員

この支出については、資料として提出していただきましたが、費用弁償は条例に基づいて、会議録の作成費も、委託費と印刷製本費がありますが、こちらは年度当初に結ばれた単価契約に基づいて、適正に支出されたということによろしいですか。

区議会事務局次長

はい、そのとおりです。

監査委員

この臨時会を開催した目的、または理由について、説明をお願いします。

区議会事務局次長

平成30年12月に更正決定選挙会が開催され、その選挙会におきまして、新たに当選人が決定されました。その当選人につきましては、同日から葛飾区議会議員の職に就いたものです。議員は、少なくとも一つの常任委員会に所属しなければならないということございまして、早急に委員会の所属を決定する必要がございました。そのため、平成31年1月9日に臨時会を開催したもの

でございます。

監査委員

臨時会は、1月9日に開催されましたが、これはいつ、誰が開催すると決めたのでしょうか。

区議会事務局次長

平成30年12月の更正決定選挙会が行われて、新たに当選された議員がいらっしゃいますので、本会議での決定が必要であると議長が判断いたしまして、議長からの招集請求に基づき、区長が招集したものです。

監査委員

確認ですが、選挙管理委員会の方から、本会議の開催について、直接、開催の要請があったというものではないのですね。

区議会事務局次長

選挙管理委員会からの直接的な要請はございません。議会としての判断です。

監査委員

12月21日の更正決定選挙会において、当選人として決定され、区議会議員となったのに、どの委員会にも所属しないでいる訳にはいかないということは理解できますが、選択肢として、臨時会を開く以外の方法はなかったのでしょうか。

区議会事務局次長

葛飾区議会委員会条例におきましては、閉会中においては、議長が委員を選任することができるという規定がございます。しかし、これは例外規定であり、適用するのは何らかの事情があって、会議を開くことができない場合に限定されます。したがって、臨時会を開催して委員会の所属を決定したというものでございます。

監査委員

選挙管理委員会が、当初から裁判所の判断どおりに行っていれば、区議会臨時会を開催しなくてもよかったので、その原因を作った当事者に、その経費を負担させるべきとして、措置要求がされたと思います。そういう意味からすると区議会に何らかの問題があったとか、ミスがあったというものでないと思います。この措置要求書には、区議会として臨時会にかかった経費を求償すべきとは書かれていませんが、区が求償しないと一方的にはお金を入れることはできません。そこで、区議会として、臨時会にかかった経費について、選挙管理委員4名に対し、求償するという考えをお持ちでしょうか。

区議会事務局次長

区議会事務局としては、当選した議員の委員会所属を決めるのは、議会のルールでございます。それに基づきまして適切な手続きを経て臨時会を開催し、

必要な経費を支出したもので、現時点で選挙管理委員に求償するという考えは持っておりません。

監査委員

それでは、区議会事務局の意見陳述を終わらせていただきます。

関係職員の陳述の要旨（選挙管理委員会事務局）

平成 31 年 4 月 22 日 午前 10 時 48 分 於第 2 研修室
監査委員 内山代表監査委員、遠藤監査委員、秋本監査委員、向江監査委員
関係職員 木下選挙管理委員会事務局長、小永吉選挙担当係長
立会人 請求人
事務局 池嶋監査事務局長、小岩井、別府
(傍聴者なし)

【選挙管理委員会事務局の説明】

選挙管理委員会事務局長

まず、平成 29 年に行われた区議会議員選挙では、結果として関係者に多大な迷惑をおかけいたしました。お詫び申し上げます。

今後は、今回の裁判で示された司法の判断の趣旨を徹底し、厳正な選挙の執行に努めてまいります。

提出した資料について説明いたします。

まず、「当選の効力に関する争訟のまとめ」をご覧ください。こちらの資料は、平成 29 年 11 月 12 日の選挙執行から平成 30 年 12 月 21 日の更正決定選挙会の開催と当選人の決定及び選挙管理委員会による告示、当選証書の付与までの経緯について、資料を添えてまとめたものでございます。

1 ページ目は、当初の選挙結果です。この結果に対しまして異議申出がございまして、その申出に対する棄却決定を資料 1・2 とともに載せてございます。

次に、東京都選挙管理委員会への審査申立て、その後の全票開披点検の実施、東京都選挙管理委員会による葛飾区選挙管理委員会の棄却決定の取消し、そして、当選人の当選を無効とする裁決がございました。

この裁決を受けまして、東京都選挙管理委員会を被告とした、裁決取消請求の提起が東京高等裁判所になされました。その後、2 回の口頭弁論を経まして、原告の請求棄却の判決が出されました。

この判決を不服として、最高裁判所に上告受理の申立てがなされましたが、平成 30 年 12 月 11 日に上告不受理の決定がありました。その後、更正決定選挙会が開催され、当選人が決定されております。

続きまして、(2) 開票事務における各担当の役割と票の流れに関する資料をご覧ください。

開票事務につきましては、区の管理職、係長職を中心に班を編成いたしまして事務の執行にあっております。票の流れ、票数の点検、票の有効・無効の判断などを行っておりますが、いずれの場合でも最後は人の目で判断、確認を行っているところです。

(3) 投票の効力の決定に関する法令等の資料をご覧ください。1枚目は公職選挙法の関連条文の抜粋です。

次に、2枚目ですが、投票の有効・無効の判断について、最高裁判所の主な判例を載せてございます。

これらの法令、判例などを根拠に、葛飾区選挙管理委員会では投票の効力の決定にあたりまして、投票人の意思が投票の記載から判断できる以上は、できる限りその投票を有効にすべきと選挙事務を執行してきたところです。しかしながら、この度の司法の判断を受けまして、区の選挙管理委員会として、今後は投票の効力判定にあたり、今般の司法判断の趣旨に基づいた判断を行っていく考えでございます。

【質疑応答の要旨】

監査委員

判例などの資料を読ませていただき、正直に言って「選挙人がどのような意思を持って候補者の氏名を書いたのか」を解釈することの難しさ、有効・無効の判断も周辺事情が異なると変わりますので、高度の専門的な判断が必要であると改めて感じました。裁判所の判例も様々出ておりますので、それらを踏まえて、個々の票について判断することになると思います。

改めて確認したいのですが、今回の選挙で当初、有効とした票が無効であるとされた2票について、当初の葛飾区選挙管理委員会の判断と東京都選挙管理委員会の判断、「選挙人の意思に対する解釈」といってもいいと思いますが、その双方の解釈の違いについて、説明していただけますか。

選挙管理委員会事務局長

葛飾区選挙管理委員会としては、公職選挙法第67条を根拠に、また、最高裁判所の判例などを踏まえまして、できる限り有効票にしたいと考えております。今回の2票につきましても、氏名を全部ひらがなにしたところ、7音中5音が合致していることから、個別の判断として有効票として扱ったものです。

これに対して、東京都選挙管理委員会の判断は、氏は明確に書かれているものの、名の部分は別の候補者のものとなっており、類似性が認められないことから、いずれの候補者を記載したか認めがたく、氏と名を混記したものであることから無効と判断したものでございます。

監査委員

当時の新聞記事などを拝見すると、東京都選挙管理委員会の裁決を受けた際に、葛飾区選挙管理委員会の話として「法令・判例の趣旨に則り、可能な限り無効票を減らす努力をしてきた。東京都選挙管理委員会と解釈の相違があったことは大変残念」とコメントされています。

ただ、最終的に最高裁判所で判断された以上は、今後、東京都選挙管理委員

会の解釈で行くことになると思うが、これは結果として「当初判断の誤り、ミス」ではなく、「投票者の意思をどう見るかという解釈の違い」なのか、もう一度、区の選挙管理委員会としての考えを聞かせてください。

選挙管理委員会事務局長

葛飾区選挙管理委員会としては、これまでも公職選挙法や最高裁判所等の判断などから、慎重に有効・無効の判断をしてまいりました。また、この判断に迷うような個々の票については、経験豊富な管理職や係長が一つひとつ判断しております。

ただし、今回は結果として、「投票者の意思について」の解釈が、葛飾区選挙管理委員会と東京都選挙管理委員会で異なり、最高裁判所は東京都選挙管理委員会の判断を支持したものと考えております。

監査委員

最高裁判所の判例を読んでも、候補者の氏と名が混在するケースでは、様々な判例があります。それらの判例をもとに、実際の記載内容を判断し、どちらの候補者への有効とするか、又は判断できないとして無効にするのか、私個人の意見ですが、大変難しい解釈又は判断を、毎回求められているのだらうと思います。

監査委員

氏について特定の候補者を記載されていたが、名が異なっている場合など、有効・無効の判断をするための判断基準若しくは判定マニュアルというものは、あるのでしょうか。

選挙管理委員会事務局長

判断基準としては、最高裁判所や高等裁判所の判例ということになりますが、それらをまとめたものとして「選挙関係実例判例集」があり、投票用紙に記載された内容を、類似の判例を参考にして、個々の判断をすることになります。

また、判断が難しい票の記載については、ベテラン職員の経験の蓄積も活用しております。

監査委員

今回の監査請求とは直接関係はないかとは思いますが、人が判断する場合には、解釈が相違してしまうような場合も全くないとは言いきれないと思います。これを防ぐための「投票者の意思が明確に判別できる方法」はないのでしょうか。例えば、電子投票が導入されれば、今回のような「解釈の相違」のような問題は生じなかったと思うのですが、どうなのでしょう。

選挙管理委員会事務局長

電子投票の効果としましては、開票が早くできる。得票数の計算が正確、無効票が減ることが考えられます。ただし、課題も多く、コストが高い、トラブルがあったときの安全面の問題があります。このような問題が解決され

て、電子投票が導入されれば、今回のような解釈の相違についてはなくなるものと思っております。

監査委員

開票事務を判定する方法、役割についてお聞きします。

資料を拝見すると、平成29年の選挙では、投票率43.62%、投票総数162,399票でした。このすべての投票に記載されている内容を、一つひとつ判断するのは、大変な作業だと思います。

また、無効票は3,456票もあるということは、せっかく投票に来て有効票とならなかった区民がそれだけ多かったということで、貴重な有権者の意思が選挙に反映されなかったこととなりますので、真に残念であるというのが正直な印象です。

この中で実際に問題となった2票については、当然有効とされたままとりの中から発見されたのか、それとも、疑問審査班が審査した有効票のままとりの中から発見されたのか、分かりますか。

選挙管理委員会事務局長

疑問審査班が審査した中から見つかったものです。

監査委員

疑問審査班が判断した有効票の中から発見されたということは、ベテラン職員が慎重に判定した結果、有効とされたものだと思います。

疑問審査班の方は、経験豊かな管理職や係長が担当されているということですが、一つひとつの票を複数の方が確認するのでしょうか。

選挙管理委員会事務局長

疑問審査班は、2人がペアとなって担当し、それでも判断に悩む記載内容につきましても、疑問審査班の統括班長2人も交えて判断しております。

監査委員

その後の流れとしては、選挙立会人に回るといえるのでしょうか。

選挙管理委員会事務局長

疑問審査班の判断の後は、得票計算班を経由し、その上で選挙立会人、今回は7人ですが、選挙立会人が厳正に票を点検して、承認をいただいております。

監査委員

開票にあたっての選挙管理委員の4人は、実際にどのような役割があるのでしょうか。

選挙管理委員会事務局長

開票事務全体を統括するという役割を担っております。

監査委員

選挙管理委員が、実際に票の確認をしていないのですね。

選挙管理委員会事務局長

全体を統括するという役割ですので、実際に、個々の票を確認することはありません。

監査委員

疑問審査班に回される票とは、どのようなものが多いのでしょうか。

選挙管理委員会事務局長

候補者以外の人物の記載、候補者に加えて役職や記号などが書かれた多事記載、候補者の氏名が不正確なもの、文字が判読できないものなどが回されてきます。

監査委員

複数のベテラン職員が判断しているということですが、判断に迷うものはどのくらいあるのでしょうか。

選挙管理委員会事務局長

疑問審査班に回ってくるようなものは、ほとんど判断に迷うものばかりです。

監査委員

判例など、判定基準はあっても全てにそのまま適用できるものではないと思いますが、最終的にはどのように判断するのですか。

選挙管理委員会事務局長

先程もお話ししたように、疑問審査の担当者と統括班長2名が、これまでの判例を踏まえて、慎重に検討した上で、判断しております。

監査委員

それぞれの票ごとに内容、周辺事情が異なりますので、専門的な難しい判断をしなければならないということですね。ありがとうございます。

監査委員

それでは、葛飾区選挙管理委員会の意見陳述を終わらせていただきます。

以上